

定 款

令和 4 年 6 月 29 日改正

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町 29 番地

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、**株式会社ワコールホールディングス**と称し、英文では、
WACOAL HOLDINGS CORP.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
- ① 衣服および洋装雑貨の製造、販売
 - ② 家具、寝具、室内装飾品および身の回り品の製造、販売ならびに施工
 - ③ 化粧品、石鹸、洗剤、医薬品および医薬部外品の製造、販売ならびに健康食品、食品および酒類の販売
 - ④ 文化 厚生 教育、スポーツ、娯楽、美容および飲食店業の各施設の経営ならびにこれらにかかわる商品の製造、販売、サービスの提供、技術指導、コンサルティング業務
 - ⑤ 書画、骨とう品の売買およびその仲介ならびに画廊の管理、運営
 - ⑥ 工業所有権、文芸、美術、工芸、音楽、映像、音声に関する著作権等の無体財産権の取得、貸与、譲渡および技術指導
 - ⑦ 出版ならびに広告宣伝業
 - ⑧ 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
 - ⑨ 動産の賃貸および賃貸借の仲介
 - ⑩ 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理ならびに生命保険の募集に関する代理業
 - ⑪ 建築工事ならびに室内インテリアの企画、設計、監理、施工、コンサルティングおよび販売
 - ⑫ 建築資材の販売および建具、家具、什器、キッチン、ユニットバス、トイレ等の住宅設備機器の販売
 - ⑬ 地域開発、都市開発、環境整備に関する企画、設計、監理およびコンサルティングの受託

- ⑭ 造園、園芸、石工事に関する企画、設計、監理、施工およびコンサルティング業務
 - ⑮ 園芸用樹木、草木類および園芸用材料の生産、販売ならびに賃貸
 - ⑯ 情報処理、情報提供サービスならびにコンピューター・ハードウェア、ソフトウェアの開発、売買、賃貸借およびコンサルティング業務
 - ⑰ 宝石、貴金属、アクセサリーの加工ならびに時計、眼鏡、履物、鞆および傘の製造、販売
 - ⑱ 金銭の貸付、金銭貸借の媒介、保証、有価証券の保有ならびに運用業務およびクレジットカード業務
 - ⑲ 労働者派遣事業
 - ⑳ 人材の職業適性能力の開発に関する教育・研修・コンサルティング業務
 - ㉑ 財務・経理事務、給与等の計算事務、内外取引文書作成、受付・電話交換事務、テレマーケティング、翻訳・通訳、事務用機器・通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負
 - ㉒ 倉庫業
 - ㉓ マネキン人形、陳列器具類の製造、販売
 - ㉔ 宿泊施設の経営、運営および管理
 - ㉕ 前記①から㉔までに附帯する投資
 - ㉖ 前記①から㉕までに附帯関連する一切の業務
- (2) 前号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、250,000 千株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会決議事項)

第16条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。

2 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

3 当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。

(1) 当社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと

(2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式を交付することができること

- 4 第1項及び第3項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との間の責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との間の責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第 1 条 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改正履歴

平成 17 年 10 月 1 日改正

平成 18 年 6 月 29 日改正

平成 19 年 6 月 28 日改正

平成 21 年 6 月 26 日改正

平成 22 年 1 月 6 日改正

平成 29 年 6 月 29 日改正

令和 4 年 6 月 29 日改正